

# 一般社団法人 日本皮膚免疫アレルギー学会 定款施行細則

2015年10月制定  
2016年 1月改定  
2021年11月改定

## 第1章 会員

(会費)

### 第1条

本法人の会員の年会費について、下記の通り定める。

- (1) 正会員：10,000円
- (2) 賛助会員：60,000円(一口)
- (3) 名誉会員：年会費を納入することを要しない。

2 年会費滞納によって会員資格を喪失された者が再度入会を希望する場合は、過去の滞納分の年会費を納入しなければならない。

## 第2章 個人情報

(個人情報に関して)

### 第2条

会員の個人情報及びその他の倫理的案件に関しては、倫理委員会を設置し、会員の個人情報の取り扱い、会員名簿の作成、データの使用目的など、規準を作成し、加えて倫理的な事項に関して審議し、理事会に報告する。倫理委員会の委員長、副委員長、及び若干名の委員は推薦委員会が推薦し、理事会、代議員会の決議で決定選任する。委員会は倫理綱領、倫理委員会規則に基づく判断を行う。

## 第3章 委員会

(常設委員会及び特別委員会)

### 第3条

本法人の活動の根幹を支えるものとするとして次に掲げる委員会を常設の委員会として、定款第46条の定めに従い理事会の決議により設置するものとする。なお、理事会の決議によりその必要性が承認されたものを特別委員会として新たに設置することができる。

#### (1) 財務委員会

本法人の財務状況を把握し、適正な会計の執行と財産の管理を主眼とする。財務理事が委員長を兼任する。

- (2) 推薦委員会  
学術大会会長候補者の理事会への推薦等、本法人における人事に関して、理事会の諮問に応じて、適任者の推薦等を行う。
- (3) 学術教育委員会  
学術大会などの教育テーマの検討、日本皮膚科学会の指導専門医制度への対応と専門医制度小委員会の統括など、本法人における学術、教育に関連する事業を担う。
- (4) 会則委員会  
本法人の定款、定款施行細則、その他の規則など、当学会の現状を加味し、学会活動をより良くするために適宜検討を行う。総務理事が委員長を兼任する。
- (5) 共同研究委員会  
本法人における研究テーマを作成推薦し、その学術的な成果を公開し、広く社会へ還元する。
- (6) 倫理委員会  
定款施行細則第2条により、倫理綱領、倫理委員会規則に基づく判断を行い、倫理的問題に対応する。
- (7) 広報委員会  
ホームページ等の媒体を利用し、当学会本法人の活動、研究成果などを広く社会に発信することを活動目的とする。
- (8) 将来計画委員会  
本法人の今後の事業、あるいは財政上の観点などあらゆる角度から本法人のあり方を検討してゆくことを目的とする。副理事長が委員長を兼任し、相談役として前理事長が加わる。
- (9) 選挙管理委員会  
代議員選挙細則に基づき、2年に1回実施する代議員選挙における一連の運営を担当する。
- (10) JCIA編集委員会  
本法人英文雑誌の定期的な作成、質の向上を目的とする。
- (11) 利益相反委員会  
利益相反に関する指針に基づいて、利益相反状態の判断ならびに助言、啓発活動などを担当する。

#### (委員の選任)

##### 第4条

各委員会の委員長は、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事の中から選任し、各委員会の委員長は、理事会において委員会活動を報告する。

各委員会の委員は、各委員会の委員長が推薦し、理事会において調整及び決定する。

#### (任期)

##### 第5条

各委員会の委員及び委員長の任期は、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、定款第37条の規定を準用する。この場合において同条中「理事」とあるのは「委員」、「監事」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

## 第4章 名誉会員

(名誉会員の資格等)

第6条 定款第5条(3)に規定する名誉会員の推薦基準は次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 推薦年度の前年3月31日時点で年齢65歳以上の者。
- (2) 学術大会会長または理事長経験者。

## 第5章 その他

(定款施行細則の変更)

第7条

この定款施行細則は、理事会の承認を経て変更することができる。